

令和 7 年 5 月 12 日

保護者 各位

伊豆の国市教育委員会

熱中症特別警戒アラート発表時の対応について

薫風の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本市の教育にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨今の気候変動に伴い、5月から9月頃にかけて、健康に被害を及ぼす恐れのある暑さが危惧されます。

令和6年4月には、「改正気候変動適応法」が全面施行となり、熱中症対策が強化されました。

より深刻な健康被害が発生し得る場合に備え、一段上の熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が創設されました。発表の基準は、広域的に過去に例を見ない危険な暑さを想定しており、県内すべての地点において暑さ指数（WBGT）が35に達すると予測された場合に発表されるものとなります。前日の午後2時頃に環境省および静岡県より予測発表がありますので、その場合には、学校を休校措置といたします。学校を通じて前日中に連絡が届きますのでご対応ください。

また、伊豆の国市のLINEに登録をされている方には、市危機管理課よりアラートの情報が発信されます。

学校においては、登下校時や運動時のみならず、室内での活動時にも、冷房の使用やこまめな水分補給、適切な休憩時間の確保等の熱中症予防対策を講じてまいります。

今後も保護者、地域の皆様におかれましては、児童生徒の登下校時における安全確保のため、見守り等にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【市内小中学校の熱中症予防の対応】

暑さ指数(WBGT)

31 以上 原則運動中止（児童生徒の体調、活動の内容、環境等を勘案して変更を判断する。）

28～30 嚴重警戒（激しい運動は中止。10 分から 20 分おきに休憩、水分、塩分補給）

25～28 警戒（積極的に休憩を取り適宜水分補給。30 分おきに休憩）

21～25 注意（熱中症発生の可能性あり。兆候に注意し、運動の合間に積極的な水分補給）

35 以上 熱中症特別警戒アラートの発表時 →学校を休校措置とする

- ・前日の午後2時頃に環境省及び静岡県より発表 → 学校より前日中までに、家庭へ連絡。
- ・一人一台端末を家庭へ持ち帰る。

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)をご存じですか？

市内の各公共施設は、熱中症特別警戒アラートが発表されている間、暑さをしのぐ場所として指定され、開放することが求められております。涼しい場所で体温上昇を防ぎ、熱中症リスクの軽減を図ることを目的としています。シェルターマップは以下の URL からご確認ください。

<https://www.city.izunokuni.shizuoka.jp/kenkou/documents/sheltermap.pdf>



「クーリングシェルター・マーク」
このマークがある施設は避難場所として
開放されています。

伊豆の国市教育委員会
学校教育課 村 田
電話 055-948-1444